

# 令和3年度愛媛県新成長ものづくり企業等総合支援事業 募集要項

## ○ 応募受付及び詳しい事業案内等

愛媛県 経済労働部 産業支援局 産業創出課 技術振興グループ 〒790-8570 松山市一番町4-4-2	
TEL	089-912-2482
FAX	089-921-2469
本募集要項及び様式は、次のホームページからダウンロードすることができます。 <a href="http://www.pref.ehime.jp/">http://www.pref.ehime.jp/</a> 〔県庁ホームページ⇒組織別にさがす⇒産業創出課 ⇒「コンテンツ一覧」に掲載〕	

## ○ 受付期間

第1回	令和3年 4月 1日(木)～ 4月30日(金)
※ 受付期間内に、持参、郵送またはメールにより提出してください(期間内に必着)。 ※ 第1回採択後の予算残額等に応じて、第2回目の受付を行う場合があります。	

令和3年3月

愛媛県経済労働部産業支援局産業創出課

## 目 次

	ページ
I 令和3年度愛媛県新成長ものづくり企業等総合支援事業の募集要項	
1 目的	1
2 補助対象者	1
3 補助対象事業	1
4 補助事業区分、補助対象経費、補助率、補助対象期間及び補助限度額	2
5 補助金交付の条件	2
6 補助の取り消し	2
7 その他の支援	3
8 応募方法	3
9 事業計画の採択方法	3
10 その他応募に係る注意事項	4
11 補助事業者の義務	4
12 補助事業実施に係る注意事項	4
13 補助事業の流れ	5
14 応募受付・問合せ先	6
II 事業計画書の記載要領	7

## 1 目的

愛媛県では、県内において新たな事業を開始しようとする中小企業者等に対して、独創的で実現性の高い技術シーズについての実用化・製品化に向けた技術開発（市場調査を含む）に必要な経費について補助することにより、県内産業の牽引役となる成長企業を創出することを目的として、「令和3年度愛媛県新成長ものづくり企業等総合支援事業」を実施します。

## 2 補助対象者

高い技術力や独自の技術、ノウハウ等を有し、県内に本社を有する企業で、以下のいずれかに該当する中小企業者（みなし大企業を含む）

- (1) ニッチ市場で、シェアトップになり得る企業
- (2) 新しい産業分野やビジネス形態で、全国的なモデルとなり得る企業
- (3) 将来株式上場を目指すベンチャー企業（設立後10年以内）

※ ただし、県外の方については、県内に事業拠点を設ける必要があります。

※ 「中小企業者」とは、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成11年法律第18号。以下「中小企業新事業活動促進法」という。）第2条第1項各号に掲げるものをいいます。

※ 「みなし大企業」とは、中小企業新事業活動促進法第2条1項各号に掲げる会社のうち、愛媛県内に本社若しくは主たる事業所を有する者（これから創設する場合も含む。）又は立地する者であつて、次のいずれかに該当する者

ア 発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上が同一の大企業又はその役員の所有に属している者

イ 発行済株式の総数又は出資金額の全額が複数の大企業又はその役員の所有に属している者

## 3 補助対象事業

独創的で市場性・実現性の高い技術シーズについて、県の戦略重点分野である高機能素材、AI・IoT、機能性表示食品等の他、ものづくり、情報サービス、環境、ヘルスケア、新型コロナウイルス感染症対策等の分野などにおいて、実用化・製品化に向けた技術開発（市場調査を含む）事業を対象とします。

#### 4 補助事業区分、補助対象経費、補助率、補助対象期間及び補助限度額

補助事業区分	一般枠	小規模枠
補助対象事業	① 独創的で市場性・実現性の高い技術シーズについての実用化・製品化に向けた技術開発（市場調査を含む） ② 県の戦略重点分野である高機能素材、AI・IoT、機能性表示食品の他、ものづくり、情報サービス、環境、ヘルスケア、新型コロナウイルス感染症対策等の各種分野 ③ その他知事が適当と認める事業	
補助対象経費	区 分	内 容
	原材料費	原材料及び副資材の購入に要する経費
	構築物費	構築物の購入、建造、改良、据付け、借用又は修繕に要する経費
	機械装置、 工具器具費	機械装置又は工具器具の購入、試作、改良、据付、借用又は修繕に要する経費
	技術指導受入費	技術指導の受入れに要する経費
	外注加工費	外注加工に要する経費
	市場調査費	市場動向や消費者ニーズの調査等に要する経費（展示会出展経費等を含む）
	委託費	技術開発（市場調査を含む）の委託に要する経費
	人件費	技術開発（市場調査を含む）に関与する者の直接作業時間に対する人件費（補助金額の1/3以内）
	その他の経費	その他知事が必要と認める経費
補助率	補助対象経費の2/3以内	
補助対象期間	最大2年間	
補助限度額	一般枠：10,000千円/年 小規模枠（従業員規模が20名以下の小規模事業者）：2,500千円/年 ※なお上記小規模事業者の方でも一般枠への応募は可能です。	

(注) 補助対象経費には、当該経費に係る消費税及び地方消費税相当額を含めない。

#### 5 補助金交付の条件

- (1) 補助事業は、原則として愛媛県内において行うこと。
- (2) 補助事業終了後5年間は、原則として県内において事業を行うこと。
- (3) 補助事業の成果により、収益が生じたと認めたときは、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を現金または有価証券等で納付すること。なお、収益納付を算定する期間は、補助事業が完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間とする。

#### 6 補助の取り消し

次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消すとともに、既に交付された補助金については、その返還を求めます。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があったとき
- (2) 補助金交付の条件に違反したとき
- (3) 補助事業の実施について不正行為があったとき

- (4) 補助事業を中止又は廃止したとき
- (5) 法令違反などの反社会的行為が明らかになったとき

## 7 その他の重点支援

補助金の交付決定を受けた方は、県や産業技術研究所、えひめ産業振興財団等の職員で構成する成長企業支援チームにより、次の支援を受けることができます。

- (1) 専門コーディネーターによる伴走支援
- (2) チャレンジ企業支援資金（利子補給制度あり）の紹介
- (3) 大学研究者や連携先企業等とのマッチング
- (4) 中小企業応援ファンドによる商品のブラッシュアップ
- (5) えひめ営業本部による販路開拓
- (6) 研究成果発表の機会の提供
- (7) 県産業技術研究所の機器の無償利用
- (8) テクノプラザ愛媛のインキュベート・ルームの優先入居への配慮（空室がある場合）

## 8 応募方法

- (1) 補助を希望される方は、事業計画書を受付期間内に提出してください。事業計画書の様式は、県庁のホームページからダウンロードできます。

### 【提出書類】

- ・事業計画書（正本1部）
  - ・愛媛県が課税するすべての県税（個人県民税及び地方消費税を除く。）に未納がないことを証する書類（納税証明書）（正本1部）
    - ※ 愛媛県の各地方局税務課（中予地方局にあつては、税務管理課）で発行されます。（各地方局は「14 応募受付・問合わせ先」に住所等を記載しています。）
    - ※ 証明手数料として、愛媛県収入証紙 400 円が必要となります。
    - ※ 納税証明書についてのお問い合わせは、所管の地方局までお願いします。
  - ・提出者の定款、登記簿謄本、決算書（直近3期分）（各写し1部）
- (2) 事業計画書で使用する専門用語については、簡単な解説一覧を添えてください。
  - (3) その他、不明な点につきましては、「14 応募受付・問合わせ先」までご連絡ください。

## 9 事業計画の採択方法

- (1) 審査の方法

担当者による現地調査を行った後、専門家等で構成される審査会による審査を経て知事が決定します。

- (2) 審査手順

### ①書類審査

- ・事業計画書及び現地調査結果による書類審査を実施します。
- ・軽微な書類上の不備等がある場合は補正を求めることがあります。

### ②面接審査

- ・書類審査を通過した事業計画を対象に面接審査を行います。
- ・応募者からのプレゼンテーションや事業計画のヒアリング等により審査します。

※ 書類審査、面接審査ともに、結果は申請者、面接者に文書でお知らせします。

採択となった場合は、補助金の交付に係る手続きに移ることとなります。

## 10 その他応募に係る注意事項

- (1) 応募された書類等は返却しませんので、予めご了承ください。
- (2) 応募内容については、氏名、テーマ、概要など必要最小限度の範囲で公表することに同意したものとみなします。
- (3) 上記(2)以外の応募内容の詳細について、秘密は厳守されますが、特別なノウハウや技術等については、応募者自身の責任において、特許や実用新案の出願など法的措置を講じてください。
- (4) 面接審査への出席等を含め、応募にかかる一切の費用については、応募者自身の負担とさせていただきます。
- (5) 本補助事業は、競争的資金であるため、当該事業の実施計画書を提出されても、必ず採択されるものではありません。
- (6) 同一の事業内容で、他の補助金や助成金等と重複して当補助金を交付することはできません。重複する可能性がある場合は事前に相談してください。

## 11 補助事業者の義務

補助金の交付決定を受けた方は、次の条件を守らなければなりません。

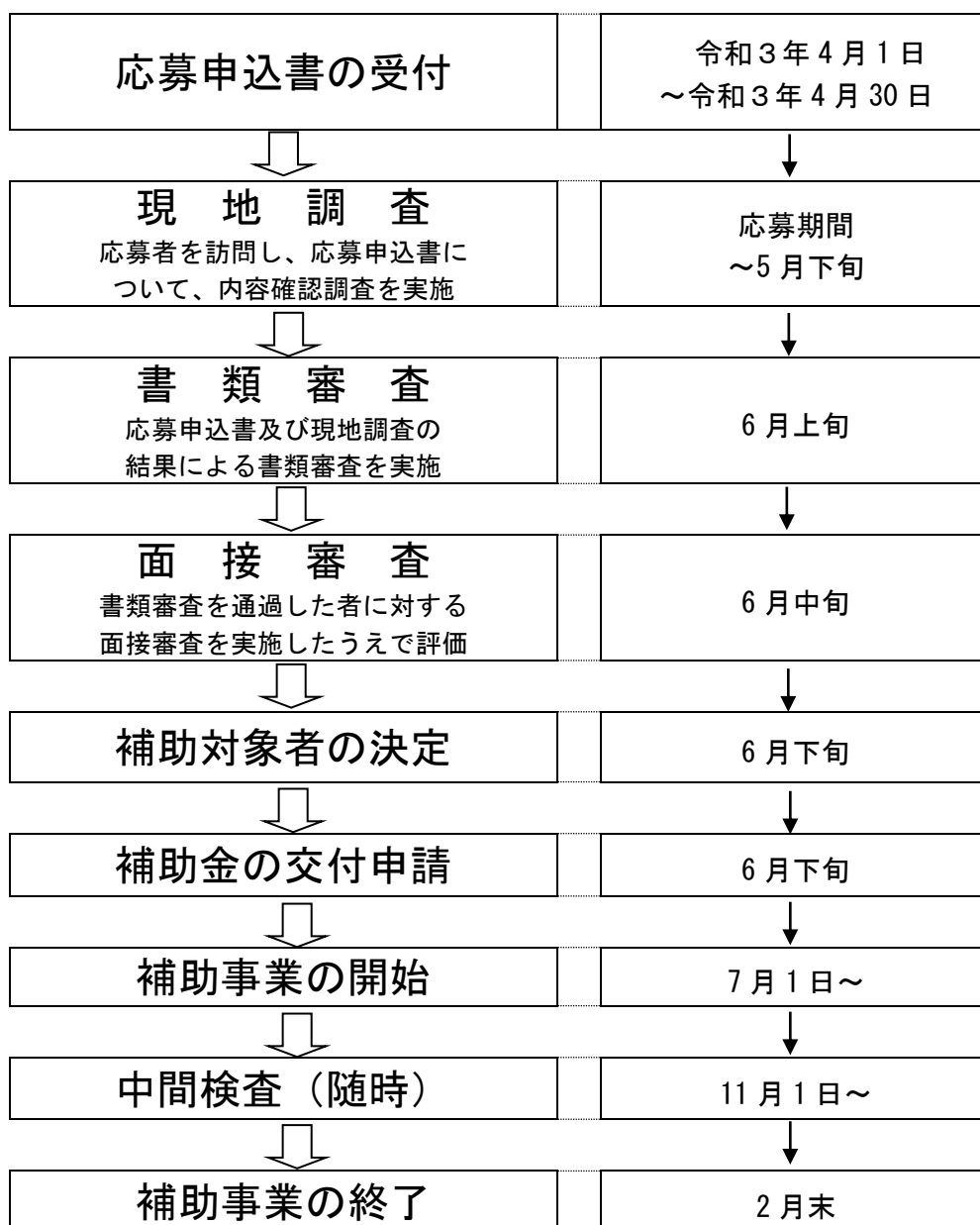
- (1) 交付決定を受けた後、補助事業の経費の配分又は内容を変更しようとする場合、若しくは補助事業を中止又は廃止しようとする場合は、事前に承認を得なければなりません。
- (2) 補助事業の実施年度途中の遂行状況について、報告しなければなりません。
- (3) 補助事業を完了したときは5日以内に、実績報告書を提出しなければなりません。
- (4) 補助事業が完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間、各年における補助事業成果の事業化状況を報告するほか、補助事業に関係する調査に協力しなければなりません。
- (5) 補助を受けた方は、補助事業の成果による事業化又は産業財産権等の譲渡又は実施権設定及びその他当該補助事業の実施結果の他への供与による収益が生じたと認められときは、補助金額を限度として、その収益の全部又は一部に相当する金額を現金または有価証券等で県に納付しなければなりません。
- (6) 補助事業により取得した機械等の財産又は効用の増加した財産については、補助事業の終了後も善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って効果的運用を図らなければなりません。(他の用途への使用はできません。)
- (7) 財産処分制限期間以前に当該財産を処分する必要があるときは、事前にその承認を受けなければなりません。また、当該財産を処分したことによって得た収入の全部又は一部を県に納付しなければなりません。
- (8) 補助事業に係る経理については、その他の経費と区分して、その収支の事実を明確にした証拠書類を整備し、交付年度終了後5年間保存しなければなりません。

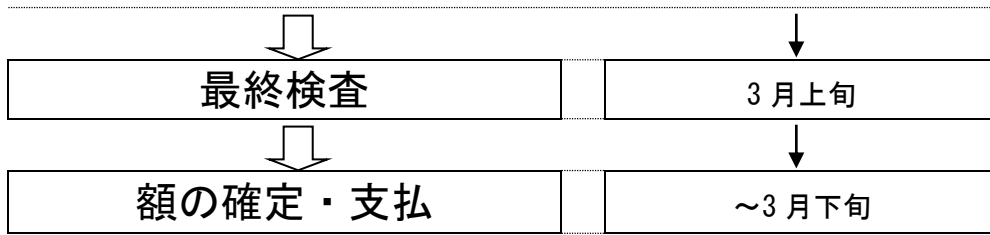
## 12 補助事業実施に係る注意事項

- (1) 補助対象経費は、交付決定後に取得・支出する費用に限られます。(交付決定前の経費は補助対象となりません。)
- (2) 補助金は、補助事業終了後、経費の支払い実績を証拠書類等により確認した後に交付します。従って、事業実施にあたっては、補助金相当分の自己資金等を確保する必要があります。また、補助金は対象経費に所定の補助率(2/3)を乗じた額となるため、残額を自己負担分として支出する必要があります。

- (3) 経費の支払い実績が、証拠書類等により確認できない場合は、当該経費は補助対象外となります。
- (4) 補助事業の進捗状況の確認や確定検査のため、県が実地検査を行います。
- (5) 現金手渡しでの支払いは補助対象として認められません。銀行振込、小切手、手形による支払いが対象となります。(小切手、手形による支払いは補助事業期間内に決済される必要があります。)
- (6) 補助事業者が、補助金交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令等に違反したときは、補助金の交付取消、返還、不正の内容の公表等を行うことがあります。
- (7) 補助事業終了後、県が実施する事業成果展示会等で事業成果を発表していただく場合があります。

### 13 補助事業の流れ





(※) 上記の流れは、応募状況等により変更になる場合があります。



## 14 応募受付・問い合わせ先

### (1) 応募受付及び詳しい事業案内等

#### ・郵送先

愛媛県 経済労働部 産業支援局 産業創出課 技術振興グループ（県庁第一別館 6F）  
〒790-8570 松山市一番町4-4-2

#### ・メール送付先

三好 [miyoshi-chiharu@pref.ehime.lg.jp](mailto:miyoshi-chiharu@pref.ehime.lg.jp)

松木 [matsuki-ryouta@pref.ehime.lg.jp](mailto:matsuki-ryouta@pref.ehime.lg.jp)

※注 メールで各様式を提出する場合は上記2名とも宛先にお入れください。

様式のダウンロード <http://www.pref.ehime.jp/>

[県庁ホームページ⇒組織別にさがす⇒産業創出課⇒「コンテンツ一覧」に掲載]

### (2) 愛媛県が課税するすべての県税（個人県民税及び地方消費税を除く。）に未納がないことを証する書類（納税証明書）の発行場所

（最寄りの愛媛県地方局税務課：中予地方局にあつては、税務管理課）

地方局	所在地	電話番号
東予地方局	〒793-0042 西条市喜多川 796 番地 1	0897-56-1300（代）
今治支局	〒794-8502 今治市旭町一丁目 4 番地 9	0898-23-2500（代）
中予地方局	〒790-8502 松山市北持田町 132 番地	089-941-1111（代）
八幡浜支局	〒796-0048 八幡浜市北浜一丁目 3 番 37 号	0894-22-4111（代）
南予地方局	〒798-8511 宇和島市天神町 7 番 1 号	0895-22-5211（代）

（注） 納税証明書の交付申請の際には、納税証明願を1部提出すること。